

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社ほくやく・竹山ホールディングスと称し、英文では HOKUYAKU TAKEYAMA Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次項以下の事業を営むことを目的とする。

2. 次の業務を営む国内外の会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

- (1) 医薬品・医薬部外品・麻薬・動物用医薬品・化学薬品・農薬の製造販売、調剤、保管および配送業務請負
- (2) 衛生材料・医療用品および医療用器具器材・医療用機械の販売、保管および配送業務請負
- (3) 医療用機械の製造、修理、賃貸
- (4) 医療用機械の輸入販売
- (5) 化粧品・石鹸・肥料・乳製品・育児用品・清涼飲料・酒類・たばこ・食料品・衣料用繊維製品・日用品雑貨の販売
- (6) 書籍・書画・装身具・骨董・室内装飾品・室内調度品・事務用品・寝具の販売
- (7) 度量衡器および計量器の販売
- (8) 家畜用医療機械器具・写真機材・理化学機械器具の製造、販売、修理および賃貸
- (9) 家庭用電気製品・スポーツ用品・事務用機器・音響機器の販売
- (10) コンピューターおよびその周辺機器・コンピューター用プログラム・電子応用医療機器・電気通信機器の販売および保守点検
- (11) 介護用品・介護機器・健康器具の販売および賃貸
- (12) 古物の売買ならびに受託販売
- (13) 医療情報管理および処理サービス
- (14) 有価証券の売買および不動産の所有・賃貸
- (15) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (16) 投資業
- (17) 経営コンサルタント業
- (18) 調理実習室の運営
- (19) コンピューターの操作要員の派遣
- (20) 病院の医薬品・物品の管理業務の受託
- (21) 内外の医療に関する技術、製品、施設および制度、企業動向等の調査研究ならびにコンサルティング業務

- (22) 薬用植物の栽培・販売および輸出入業務
 - (23) 漢方生薬を主成分とする健康食品の製造および販売
 - (24) 分析用試薬の製造販売および分析機器・検査機器の販売
 - (25) ホームヘルパー・介護福祉士・ケアマネージャー育成のための研修および養成に関する事業
 - (26) 毒劇物・飼料添加剤の販売
 - (27) 皮革製品・貴金属・その他洋品雑貨の販売
 - (28) リハビリ用品の販売および修理
 - (29) 消火器の販売および修理
 - (30) 水質変換器の販売斡旋
 - (31) 臨床検査の受託
 - (32) 生命保険の募集に関する業務
 - (33) 家畜の生産に関する指導
 - (34) 倉庫業および貨物運送取扱事業法に基づく利用運送業
 - (35) コンピューターシステムによる、データ入力およびそれに伴う事務処理の受託
 - (36) コンピューターシステムを利用した、情報ネットワークによる情報処理および情報提供業務
 - (37) コンピューターシステム機器の販売、リース、賃貸および管理
 - (38) 土地造成に関する事業
 - (39) 不動産の売買、賃貸借およびその仲介管理ならびに不動産の売買、賃貸の代理
 - (40) 自動車ならびに自動車部品と自動車用付属品および工具の販売、輸出入
 - (41) 潤滑油、潤滑油に添加する化学工業薬品その他石油製品の販売、輸出入
 - (42) 電気工事の請負
 - (43) 酪農施設・介護施設および老人ホーム等施設関連の設計・施工・建築工事
 - (44) 介護保険法による指定居宅介護支援事業および居宅サービス事業
 - (45) 健康診断施設・老人・身体障害者の介護施設および老人ホーム等高齢者用施設の経営
 - (46) 労働者派遣事業
 - (47) 一般乗用旅客自動車運送事業ならびに貨物自動車運送事業
 - (48) 警備業法に基づく警備業務
 - (49) 建物の清掃および管理業務
 - (50) 託児所および保育所の経営
 - (51) 前各号に附帯する一切の業務
3. 商標権および意匠権等の知的財産権ならびに不動産の取得・保有・運用・管理業務を行うこと

4. 当社が株式または持分を取得・所有する会社に対して必要な助言・経営指導その他コンサルティング業務を行うこと

5. 前3項の事業およびこれに付帯または関連する一切の業務を行うこと

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は10,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

(株式事務取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定め

る株式事務取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役および取締役会)

第18条 当社は、取締役および取締役会を置く。

(員数)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議をもって取締役社長を定めるものとし、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役会の決議の目的である事項に関する提案について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、取締役会で定める取締役会規程による。

(相談役および顧問の委嘱)

第26条 当社は、取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了するときまでとする。

(監査役会招集の通知)

第33条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があったときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同

法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当基準日)

第41条 当社の剰余金の配当基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付さない。

附 則

1. (単元株式数に関する経過措置)

第7条の変更は、平成23年4月1日をもってその効力を生じるものとし、効力派生までは従前どおり次のとおりとする。

2. 第7条 当社の単元株式数は、500株とする。なお、本附則は第7条の変更の効力発生後これを削除する。